

## 国際植物命名規約とタイプ命名法 International Code of Botanical Nomenclature and type method

永益 英敏<sup>1</sup> ( <sup>1</sup>京都大学総合博物館 )

植物の命名法の基本的な考え方について解説する。

植物の学名は国際植物命名規約にしたがって与えられる。国際植物命名規約は 6 年に一度開催される国際植物学会議において改訂され、最も新しいものはウィーン規約(2006)である。この規約は基本的に過去に遡及して適用されるため学名の決定は最も新しい規約によらなければならない。

命名規約の原則にもあるように、分類群の範囲、位置、およびランクが決まればただ一つの正しい学名が決まるように命名法はつくられている。したがって、このいずれかが変われば適用される学名は変更されることがある。学名は分類群に対して与えられるものだが、曖昧さによる不必要な学名の混乱や変更を避けるため、ある分類群への学名の適用は命名法上のタイプに基づいて決定される。これは形式上、タイプに対して学名が与えられているものとみなしてよい。タイプ命名法による学名の適用方法について解説する。

また、命名規約の条項を厳密に適用することによっておこる学名の変更を避けるため、現在の学名を「保存」して正名とすることもできる。その手続きと保存された学名の例についても紹介する。